

## 平成30年度からの辰野町商工業誘致及び振興補助金

町では町内企業の積極的な設備投資を応援するため、以下のとおり振興補助金を拡充します。  
特定地域に厚かった補助を町内全域に拡充しました。

- 1・自己の事業を行うため土地を取得した場合、土地にかかる固定資産税を5年間全額補助します。
- 2・自己の事業を行うための工場又は企業施設（以下「工場等」という）を取得した場合、工場等にかかる固定資産税を3年間全額補助します。

町外から新規に辰野町に進出する企業が工場等を取得する場合、第4年度8割、第5年度6割をさらに補助します。

- 3・空き工場等の取得にも対応します。（借りる場合は対象になりません。）

該当要件	年度割合	当該取得固定資産税相当額の交付割合（％）				
		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
企業が自己の事業のための土地を取得した場合		100%	100%	100%	100%	100%
町外企業が自己の事業のため新規に町内に工場等を取得した場合（中古取得含む）		100%	100%	100%	80%	60%
町内企業が自己の事業のため工場等を新增設した場合（中古取得含む）		100%	100%	100%		
企業が償却資産を新增設した場合1000万円を限度に補助		100%				

### 《注意事項》

- ①町内へ進出する企業・商業施設等や、現在の町内企業・商店等で、青色申告を提出する法人または個人が取得する企業施設の投下固定資産（固定資産税の対象となる資産）の総額が500万円以上の場合対象です。投下固定資産総額は、毎年1月1日から12月31日までに取得した分の合計額とします。補助金申請の受付は原則翌年の5月31日までです。
- ②土地取得後3年以内に工場等の建設等が必要です。供用開始した年の翌年度から土地と家屋をあわせて補助します。償却資産は新規・中古取得のみ対象としグループ内の移動資産は補助の対象外とします。
- ③太陽光発電などの再生可能エネルギーのための土地の取得および設備は対象外とします。
- ④平成29年度までの旧交付要綱で補助金を確定してきた投下固定資産は引き続き旧要綱により補助します。
- ⑤工場等企業施設は固定資産税の課税上家屋に分類されるものです。